

## 第4章 4R等の推進

### 第1節 廃棄物の発生抑制（リデュース）の推進

#### 1 一般廃棄物のリデュース

一般廃棄物は、主に日々の生活から排出されるものであり、発生抑制のためには、私たちが少しずつごみを減らすライフスタイルへと変えていくこと（長野県版エシカル消費の実践）が必要です。

小さな取組であっても、県民が一体となって取り組めば大きな効果が得られることを念頭に置いて、身近なリデュースから取り組むことが大切です。

#### (1) 現状と課題

##### ア 現状

本県の平成30年度の1人1日当たりのごみの排出量は811グラムで、5年連続で都道府県の中で最も少ない状況でした。

また、県政モニターアンケート<sup>9</sup>によると、食べ残しをしない取組を「実践している」と「概ね実践している」人の合計は89.9%、同じく詰め替え製品を購入する取組を行っている人は85.2%、家庭での生ごみの減量化の取組を行っている人は81.7%となっています。

さらに、令和2年7月からスタートした全国一斉のレジ袋有料化により、一部のコンビニではレジ袋の辞退率が75%以上となるなど、有料化前の約25%<sup>10</sup>と比較し、大幅な改善が見られます。

このように、多くの方がリデュースに取り組んでいますが、以下に示すように、なお取組の必要性、改善の余地があります。

- ・一般廃棄物処理に係る有料化<sup>11</sup>を導入しているのは60市町村。(令和元年5月)
- ・県内で多くの市町村が事業系一般廃棄物の減量化を課題と感じています<sup>12</sup>。(令和2年度)
- ・全国の食品ロス推計量は612万トンとなっており、1人当たりでは年間約48キログラム（1人毎日お茶わん一杯分の御飯を捨てているのと同じ量）もの食品ロス量となっています。そのうち、家庭からの排出割合は約40%です。(平成29年度)

<sup>9</sup> 令和元年度第4回県政モニターアンケート調査結果 回答者数948人

<sup>10</sup> (一社)日本フランチャイズチェーン協会HP

<sup>11</sup> 市町村が、一般廃棄物の処理費用について手数料として徴収することをいい、ごみ袋（指定袋）に手数料を上乗せする方法が一般的で、手数料を上乗せせずに販売する有料指定袋の使用を住民に求める場合は、有料化に該当しない。

<sup>12</sup> 令和2年度市町村ごみ減量化施策取組状況調査結果

## イ 課題

ごみ処理の有料化はごみの減量に効果的とされていますが、市町村が一般廃棄物処理の有料化を実施するに当たっては、一般廃棄物処理計画に明記し、一般廃棄物に関する施策の一つとして明確に位置付けることが必要となります。

また、事業系一般廃棄物では、紙ごみ及び生ごみの割合が高い傾向にあり、県は市町村と連携して事業者に対し先進事例の紹介等を通じ啓発を行っていくほか、県民への呼び掛けを強化していく必要があります。

さらに、令和2年7月からの全国一斉のレジ袋有料化をきっかけに、また、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式の定着に伴い生活系ごみの増加も懸念されることから、過剰包装を断る、事業活動全体での容器包装の削減など社会全体で取り組んでいくことが必要です。

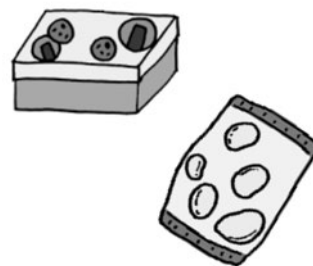
なお、食品ロスの削減については、家庭での減量化の取組が進められていますが、さらなる減量化に取り組むとともに、食品が廃棄される前に有効活用させる方法（賞味期限・消費期限間近な食品の購入、フードバンク活動などへの食品の提供）の普及啓発に取り組んでいくことが重要です。

### ✿ コラム | 消費期限と賞味期限の違いとは？

#### 消費期限

開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、食べても安全な期限を示しています。

(例) 弁当、調理パン、生めんなど



#### 賞味期限

開封していない状態で、表示されている保存法に従って保存したときに、おいしく食べられる期限を示しています。

(例) スナック菓子、カップ麺、缶詰など

## (2) 施策の展開

現状と課題を踏まえ、県では以下の取組を進めます。

### ア 生活系一般廃棄物<sup>13</sup>の減量化

#### (ア) 一般廃棄物処理の有料化制度

- ・市町村が有料化導入を検討するための技術的助言を行います。

#### (イ) 信州プラスチックスマート運動の推進

- ・社会全体の過剰包装の削減等に向けて、ストローや使い捨てスプーン等、不要なものは断るという「意識して選択」を呼び掛けます。

<sup>13</sup> 一般廃棄物のうち、生活系ごみ搬入量と集団回収量を合算したもの

**(ウ) 環境教育**

- ・市町村教育委員会との連携や信州環境カレッジなどの取組により、幅広く県民がごみの減量について学ぶ機会を積極的に提供します。

**イ 事業系一般廃棄物の減量化****(7) 3R実践協定の促進**

- ・3Rと適正処理に関して自主的な取組を促す長野県産業廃棄物3R実践協定の締結事業者に対し、事業系一般廃棄物の減量化を呼び掛けるとともに講習会等を通じ、先進事例等の提供に努めます。

**(イ) 市町村等と連携した呼び掛け**

- ・事業所における紙ごみ・生ごみの削減、資源化を図るため、市町村等と連携して事業者呼び掛けます。
- ・また、課題等について市町村等とともに研究します。

**ウ 食品ロスの削減****(7) 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～**

- ・家庭での食品ロス削減を呼び掛けます。
- ・事業系の食品ロスを減らすため、食品ロス削減に取り組む店舗等を増やすとともに、循環型社会形成推進功労者表彰制度により、食品ロスの削減等に顕著な実績を上げている店舗・事業者を表彰します。
- ・外食や宴会での「残さず食べよう！30・10運動」を広げます。  
☞特に食べ残しが出やすい暑気払いシーズンの7～9月と、忘・新年会シーズンの12～1月を重点期間とする「宴会たべきりキャンペーン」を実施し、広報活動を実施します。
- ・小売業者と連携し、消費期限・賞味期限間近な食品の購入を呼び掛けます。
- ・食品ロスについて考える環境教育を行います。

**(イ) 未利用食品の提供の呼び掛け（フードバンク活動、フードドライブの推進）**

- ・県内事業者や県民に対して、未利用食品の提供を呼び掛けるとともに、フードバンク活動の認知度を向上させ、事業者と活動団体のマッチングの場を提供するなど活動を支援します。
- ・県内事業者や県民に対し、災害備蓄食料の確認及びフードドライブの活用を呼び掛けます。
- ・県内市町村にフードドライブ等の協力を呼び掛けます。

**(ウ) 家庭から排出される食品ロス調査の促進**

- ・県は、市町村が家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査し、食品ロス削減に向けて効果的な取組の実施に努めることができるように、市町村に対し、先進事例の情報提供など技術的な助言を行います。

## ✿コラム | フードドライブに参加してみよう！

県では、定期的に県庁フードドライブを開催しています。また、市町村やフードバンク活動団体等が中心となって、県内各地でもフードドライブを実施しています。

食料を必要としている方へ温かな気持ちを届けましょう。



## 2 産業廃棄物のリデュース

産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるものであることから、その排出量は企業活動の動向に左右される部分が多いといえます。

不景気のときには、生産量が減少するため、結果的に廃棄物の排出も少なくなる傾向がありますが、一方で好景気ときには、企業活動が活発化し生産量が増加するため、廃棄物の排出も多くなる傾向があります。

ここで目指している産業廃棄物の発生抑制とは、経済活動の縮小を求めているものではなく、廃棄物の再資源化や適正処理の推進などを意味します。

### (1) 現状と課題

#### ア 現状

本県の平成30年度の産業廃棄物排出量は4,482千トンであり、平成25年度の4,341千トンと比較して微増しています。

業種別にみると、電気・水道業が46.2%、建設業が25.8%、製造業が25.7%となっており、この3業種で全体の97.6%を占めています。

なお、令和元年度は、県内（長野市を除く。）の多量排出事業者<sup>14</sup>及び準多量排出事業者<sup>15</sup>から553件（排出量：373万1千トン、県の総排出量の約8割）の処理計画が提出されています。

長野県産業廃棄物実態調査<sup>16</sup>によると、産業廃棄物の減量化・再資源化・再利用を推進するための取組に「積極的に取り組んでいる」と「これまで必要性を感じていなかったが、今後は取り組んでいきたい」と回答した事業所を合わせると47.5%となっており、取組内容は「産業廃棄物の分別の徹底」が77.9%で最も多く、次いで「社員教育の徹底」が63.0%、「産業廃棄物の減量化・再資源化の計画策定による減量化等の計画的推進」が39.0%となっています。

<sup>14</sup> 廃棄物処理法では、産業廃棄物の排出量が年1千t以上（特別管理産業廃棄物は年50t以上）ある多量排出事業者に対して、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（処理計画）及び処理計画の実施の状況（実施状況）を都道府県等に提出することを義務付けている。

<sup>15</sup> 平成21年度から長野県の「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」に基づき、前年度の産業廃棄物の発生量が500t以上1,000t未満の排出事業者は、「準多量排出事業者」として、処理計画を提出することが義務付けられている。

<sup>16</sup> 平成30年度長野県産業廃棄物実態調査「産業廃棄物に関する意識調査結果」 回答件数1,712件

業種別には、建設業や製造業、電気・水道業、教育・学習では4割を超える取組率だったものの、鉱業や情報通信業、飲食・宿泊、生活関連・娯楽、医療・福祉では3割未満と低い取組率となっています。

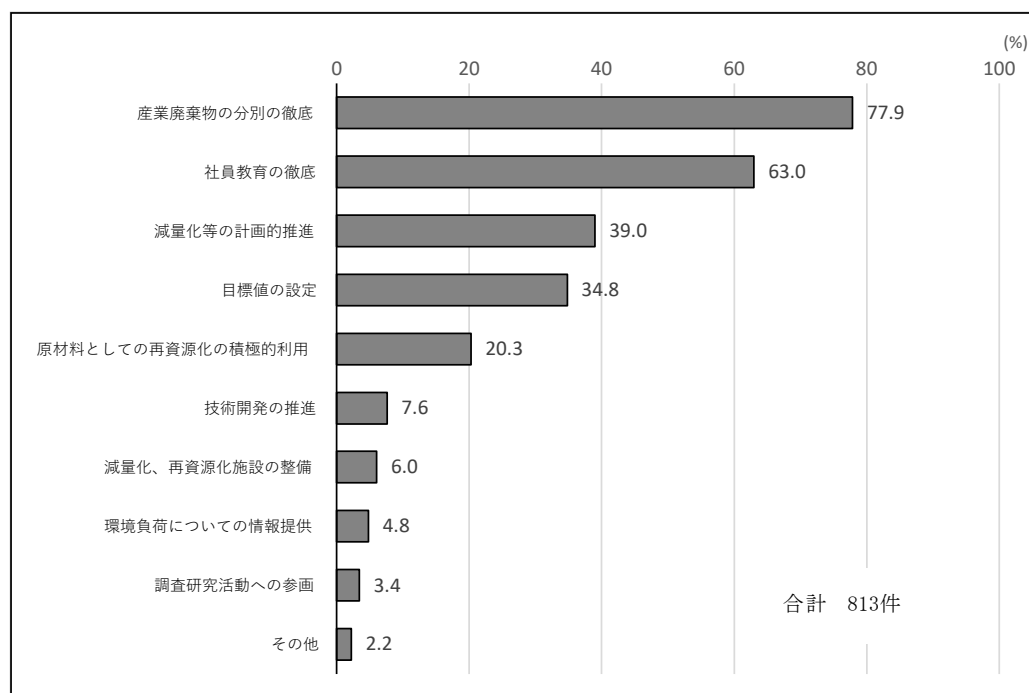
また、発生抑制や再資源化が期待される拡大生産者責任（EPR）<sup>17</sup>に対する考え方については、なかなか取り組めないと回答した事業所が55.5%と最も多く、さらに、環境マネジメントシステム（EMS）等<sup>18</sup>の認証制度の登録状況は、回答した事業所の約6割が認証を受けていない状況です。

なお、事業者には3Rと適正処理に関して自主的な取組を促す長野県産業廃棄物3R実践協定の締結状況は、令和2年3月末時点で177者となっています。

表 4-1-1 処理計画等の提出件数及び排出量の推移

区分		H28年度 実施状況	H29年度 実施状況	H30年度 実施状況	R元年度 処理計画
産業廃棄物	提出件数（件）	450	456	466	477
	排出量（千t）	3,541	3,669	3,678	3,696
特別管理 産業廃棄物	提出件数（件）	68	67	75	76
	排出量（千t）	23	26	32	35

（令和元年度 資源循環推進課）

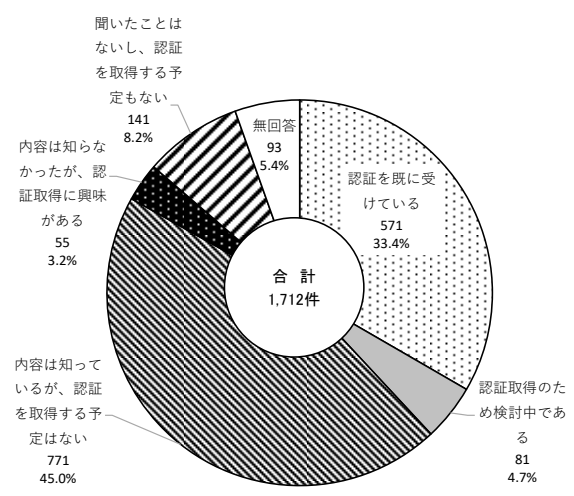
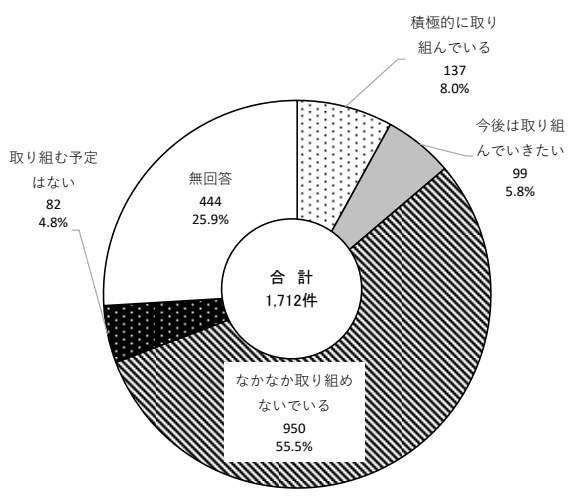


（産業廃棄物実態調査）

図 4-1-1 減量化・再資源化・再利用を推進するための取組内容

<sup>17</sup> 使用後の製品回収や再資源化の費用を製品コストとして生産者に負担させる考え方。製品に加わったコスト削減のため、生産者に環境負荷が少なく再利用できる製品の開発や普及を促し、発生抑制や再資源化を進めるもの。製品の使用が終わった後まで生産者責任を拡大するので拡大生産者責任と呼ばれている。

<sup>18</sup> 事業者がその運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定する国際標準化機構の環境マネジメントシステム（ISO14001）やエコアクション21、エコステージ、KES（環境マネジメントシステム・スタンダード）、地域版環境プログラム（南信州いいむす21等）



(産業廃棄物実態調査)

図 4-1-2 拡大生産者責任に対する取組状況について

図 4-1-3 EMS の認証状況等

表 4-1-2 産業廃棄物 3 R 実践協定締結事業所数 (年度末現在)

業種区分		締結事業所数				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度
排出事業者	製造業	9	9	8	6	5
	建設業	108	133	133	145	144
産廃処分業		25	24	23	24	23
産廃収集運搬業		35	34	34	33	32
合計		177 (153)	200 (172)	198 (169)	208 (179)	204 (177)

( ) 内は業種重複を除く実事業者数

(令和 2 年度 資源循環推進課)

### イ 課題

電気・水道業、建設業、製造業の 3 業種で全体の産業廃棄物発生量の 97.6%を占めているため、自ら発生抑制に取り組むことはもちろんのこと、発生抑制のための普及啓発を引き続き行っていくことが重要です。

長野県産業廃棄物実態調査<sup>19</sup>によると環境マネジメントシステム (EMS) の認証を受けている事業所においては、「減量化、リサイクル、処理の適正化が行われるようになった」とする事業所が78.8%、「実施意義と効果に満足、今後も継続」とする事業所が84.1%となっており、認証取得後の効果は高くなっているため、導入に向けた普及啓発が必要です。

また、拡大生産者責任 (EPR) の導入、長野県産業廃棄物 3 R 実践協定等を通じ、これまで以上に事業者の自主的な取組を促していくことが重要です。

<sup>19</sup> 平成 30 年度長野県産業廃棄物実態調査「産業廃棄物に関する意識調査結果」 回答件数 1,712 件

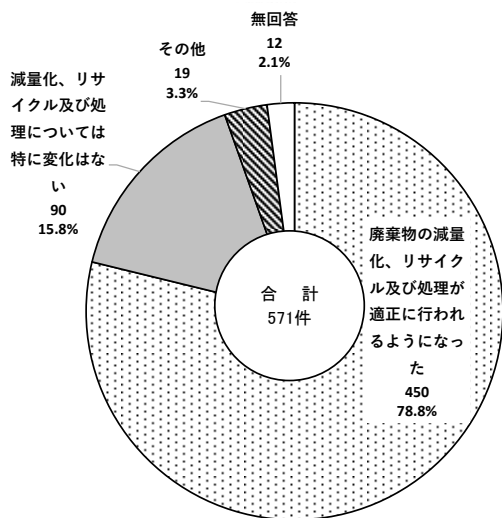
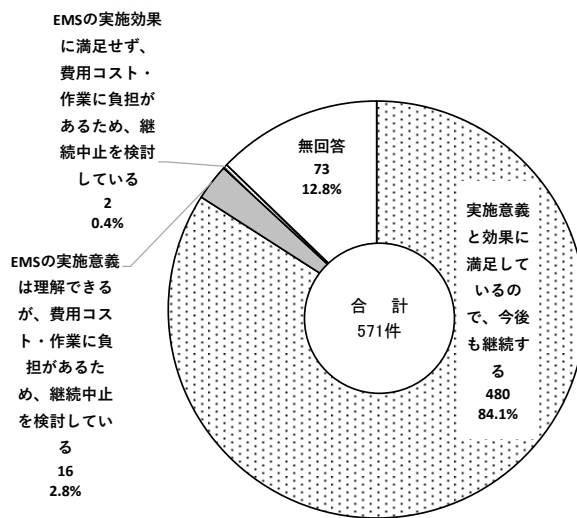


図 4-1-4 EMS 取得後の効果



(産業廃棄物実態調査)

図 4-1-5 EMS の満足度

## (2) 施策の展開

現状と課題を踏まえ、県では以下の取組を進めます。

### ア 排出事業者の自主的な発生抑制

#### (ア) 多量排出事業者及び準多量排出事業者の廃棄物の処理計画

- ・制度の周知に努めるとともに、処理計画の策定・実施に関する指導を通して、排出事業者における発生抑制などの計画的な取組を支援します。
- ・提出された処理計画及び実施状況をもとに、年度ごとの排出量の推移や業種別の排出状況の傾向などの分析を進め、排出事業者の減量化に向けた取組に対し、効果的な情報提供を行うなどの支援に努めます。
- ・多量排出事業者及び準多量排出事業者は、処理計画等の作成に当たり、計画的な発生抑制の取組に努めるものとします。

#### (イ) 排出事業者の発生抑制

- ・廃棄物の発生抑制等に関する研修会の開催等により、排出事業者による4R、拡大生産者責任などに関する取組を支援します。
- ・長野県工業技術総合センターにおいては、排出事業者に対する資源生産性向上をはじめとする低環境負荷製造技術等の支援を行います。

### イ 環境マネジメントシステムの導入

- ・産業廃棄物の循環利用を推進し、環境負荷を低減するため、関係団体と連携しながらISO14001 やエコアクション21 など、事業者の環境マネジメントシステムの導入について普及・啓発を行います。

- ・新客観点数の加点及び経営事項審査での評価<sup>20</sup>についての周知を図り環境マネジメントシステムの導入を促します。
- ・事業者は、それぞれの制度における費用対効果などを考慮の上、制度導入の検討を行うよう努めるものとします。

## ウ 長野県産業廃棄物3R実践協定

- ・事業者向けのセミナー等により長野県産業廃棄物3R実践協定の周知を行い同協定の締結事業者数を拡大するとともに、締結事業者における4Rの取組水準の向上を図ります。
- ・環境負荷の軽減に配慮した事業活動を行う排出事業者の先駆的な優良取組事例を紹介し、排出事業者の発生抑制の意識啓発を図ります。

### <長野県産業廃棄物3R実践協定の概要>

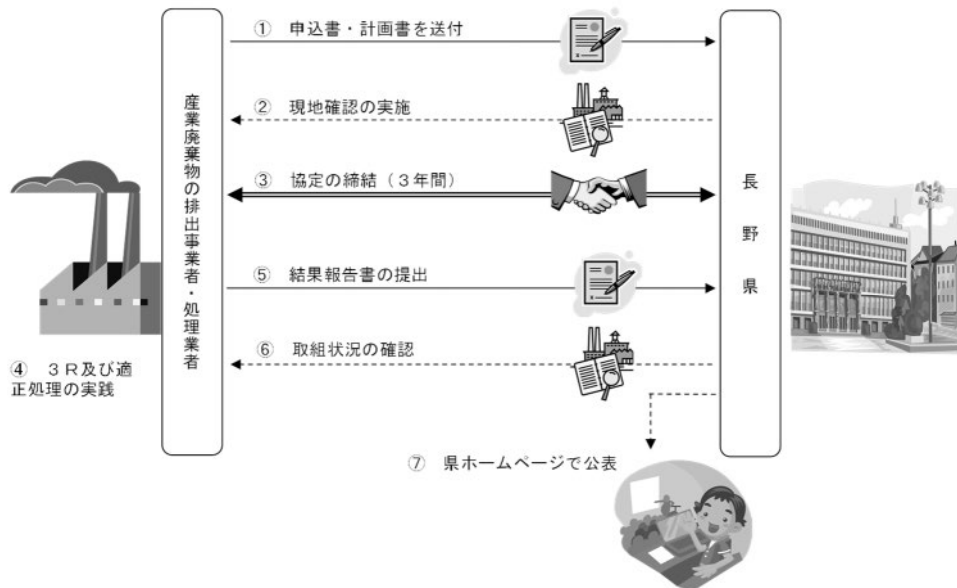
#### 1 事業の概要

県と産業廃棄物の排出事業者又は処理業者は、3Rと適正処理の推進に向けた協定を結びます。排出事業者又は処理業者は、協定に基づき3Rと適正処理に取り組み、県はその取組の状況を広く公表します。

#### 2 協定の目的

- (1) 産業廃棄物の3Rと適正処理の一層の推進
- (2) 産業廃棄物の3Rと適正処理に関する県民の理解と信頼確保
- (3) 産業廃棄物処理水準及び意識の向上

#### 3 協定のイメージ



<sup>20</sup> 環境マネジメントシステム導入に向けた経済的インセンティブとして、建設工事の入札参加資格の区分を行う資格総合点数の「新客観点数」において、環境マネジメントシステムを導入している県内に本店を有する建設業者に対し、加点をしている。また、「経営事項審査」においてISO14001が評価対象となっている。